

北秋田市防災資機材貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で活動する自主防災組織、自治会・町内会、その他市長が認める団体（以下、「自主防災組織等」という。）に対して、市が所有する防災資機材を貸出すことにより、地域防災力の向上並びに地域活性化に資することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 防災資機材の貸出対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会・町内会
- (3) 学校
- (4) 市内事業者
- (5) その他市長が認める団体

(貸出対象資機材)

第3条 貸出す資機材は、別表のとおりとする。

(貸出申請等)

第4条 防災資機材の貸出しを受けようとする自主防災組織等の代表者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ防災資機材の貸出しの予約を行わなければならない。ただし、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

- 2 申請者は、前項の予約を行った後、北秋田市防災資機材借用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(貸出決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、北秋田市防災資機材貸出決定通知書（様式第2号）を交付し、防災資機材を貸出すものとする。

- 2 防災資機材の貸出しを決定した場合であっても、災害時及び公用又は公共用に供する必要があると認められるときは貸出しを中止し、当該防災資機材を返却させることができる。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、資機材を使用する各種行事等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用の負担)

第7条 防災資機材の貸出は、無料とする。

2 貸出期間中における資機材の運搬及び使用に要する経費は、申請者が負担するものとする。

3 第5条第2項の規定により防災資機材の返却を求めた場合において、返却に要する経費その他申請者に生じた費用について、市は一切その費用を負担しない。

(禁止事項等)

第8条 申請者は、当該防災資機材を貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 営利目的の使用

(2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(防災資機材の返却)

第9条 申請者は、貸出しを受けた防災資機材に破損、異常等がないか確認し、第6条に規定する貸出期間内に、指定された場所に北秋田市防災資機材使用報告書(様式第3号)を添えて返却しなければならない。

(資機材の破損等)

第10条 申請者は、防災資機材を破損し、汚損し、又は紛失したときは、申請者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(市の責任)

第11条 資機材の使用により、申請者が被った損害又は申請者が第三者に与えた損害に対して、市長は一切の責任を負わない。

(庶務)

第12条 資機材の貸出しに係る事務は、総務課が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。